

# 基金情報

No. 29

平成16年7月号

発行：東日本硝子業厚生年金基金

〒130-0026 東京都墨田区両国4丁目36番6号 ガラス会館3階

Tel 03-3633-6445 FAX 03-3633-7125

ホームページ <http://www.jade.dti.ne.jp/~glskkn/>

## 平成16年6月・主要事業概況

事項	6月末数	対前月増減数	事項	6月末数(累計)		
事業所数(件)	261	0	年金調定額(円)	278,093,984		
加入員数(人)	男子	6,308	-7	年金掛金	275,274,090	
	女子	2,636	-1	取納率	99.0%	
	計	8,952	-8	事務費掛金調定額(円)	16,539,762	
平均標準給与月額(円)	男子	345,332	-324	資産運用	信託資産額	283億3,455万円
	女子	221,025	160		修正総合利回り	1.31%
	計	308,696	-200		ベンチマーク差	0.21%
受給者数(人)	5,319	16	慶弔金	24件 46万円		
平均年金額(円)	435,195	958	保養所利用者数	903人		

## 財政運営委員会 平成15年度決算や法改正対応を審議

平成16年7月27日東日本硝子業厚生年金基金・会議室において、第42回年金資産運用委員会及び第29回財政運営委員会が開催されました。

財政運営委員会では、平成15年度の年金経理の決算とこれによる財政検証結果の対応について審議が行われました。

また、先般成立した厚生年金保険法の改正に係る対応についても審議が行われました。

これらについては、委員会での意見がまとめられ、8月に開催される理事会の了承を得て、9月開催の代議員会に諮る予定となっています。

年金資産運用委員会においては、資産運用状況の評価と効率的な運用に向けた検討事項の整理などを行い、今後、引き続き検討していくこととなりました。

### 平成15年度・決算不足となる

平成15年度の年金経理における決算結果は、13.17%の運用利回りにより31億円強の収益が得られ、純資産額は対前年度比29億円強の増加となりました。

しかし、一方で、給付債務の増加(16億円余)や資産調整加算額(資産の数理評価による調整額)の減少(36億円余)などにより、負債は41億円強の増加となっています。

この結果、平成15年度決算においては、差引11億円強の不足金が生じることとなり、平成14年度決算による繰越不足金40億円強と合わせた累積不足金は、52億1,106万円に及ぶこととなりました。

### 積立水準回復せず

平成15年度決算において不足金が増大したことにより、財政検証(純資産額の積立水準の検証)においては、継続基準及び非継続基準ともに積立水準を回復することができない結果となりました。

継続基準における積立水準(代行給付に必要な純資産額の割合)は、84%であり、52億円強の不足金は許容される額を11億円弱も上回っている状況です。

非継続基準においても、純資産額は、基金の給付を保全するために必要な最低積立基準額に達していません(積立水準63%)。

これら財政検証の結果、積立水準を回復するための特別掛金の引上げなどが必要となっています。

特別掛金の引上げ率は、現在、当基金の指定年金数理人において算出中ですが、平成15年度決算による累積不足金を解消するためには14%程度の引上げが必要と見込まれています。

### 年金改正のポイント(実務事項)

- ①「保険料率の引上げ」
- ②「標準給与の改定」

#### ①保険料率の引上げ

…基金の掛金への変更なし…

厚生年金の保険料率は、平成16年10月から毎年(平成29年9月まで)0.354%ずつ引上げられることとなりました。

この保険料率(労使折半負担)の引上げは、社会保険事務所へ納付する事業主負担と被保険者負担(保険料額)が増加しますが、基金の掛金には影響しません。

\*平成17年以降の保険料率の引上げ時期は9月となっています。

#### ②標準給与の改定

…基金の標準給与も改定されます

…標準給与に合わせ標準賞与も改定されます

厚生年金の標準給与は、現在98,000円から620,000円までに区分して設定されていますが、政令で上限(62万円)を全被保険者の平均標準給与の倍程度まで引上げをすることができることとなりました。

標準給与の上限改定に関する政令が公布され(来年公布と想われます。)、62万円を超えた区分が設定されますと、その区分に該当する方の保険料はその分増加することとなります。

標準給与は年金額の基礎となりますので、増加分は年金額に反映されます。

標準給与の上限改定に合わせ、現在の標準賞与の上限(150万円)も改定されます。

これら上限の改定は、基金にも適用されますので、基金でも、該当者の標準給与の変更と新たな標準給与による掛金の調定・取納を行うこととなります。

賞与についても、新たな上限まででの掛金の調定・取納を行うこととなります。

### 8月の事業予定

上旬/ 第1四半期の運用状況のヒヤリング

24/ 決算・理事会の開催

24/ 年金資産運用・財政運営委員会の開催

下旬/ 総合監査の実施

### 給付減額50%による引上げ

平成14年度決算において必要とされていました特別掛金の引上げは、給付減額により引き上げ時期を1年間繰り下げることで、代議員会での議決と行政庁の承認を得たところです。

このため、平成15年度決算においては、給付減額の実施により、平成14年度分の繰越不足金を含めた累積不足金の解消を図ることとした対応が必要となっています。

財政運営委員会は、それらを踏まえ審議が行われ、特別掛金の引上げ率が未定ではありますが、想定される引上げ幅や本年2月のアンケート結果あるいは定められている給付水準の確保を勘案した場合、50%の給付減額をすることが適当との意見がまとめられました。

### 11%程度について段階的引上げ?

50%の給付減額を行った場合、14%(想定)の引上げが必要な特別掛金が11%程度となると見込まれますが、これによる平成17年4月からの事業主負担にはなお厳しいものがあります。

このため、急激な事業主負担の増大を緩和することも必要であり、財政運営委員会では、国の弾力化措置による3年から5年間の段階的な引上げ方策の採用も考慮した実施も必要であるとの意見も得たところです。

### 年金改正に係る対応

財政運営委員会は、このたびの年金改正内容(平成16年6月「基金情報」年金改正特集号・概要掲載)への対応が必要な事項について意見をまとめ、また、改正内容にそった規約や規程の変更を必要とする事項についての検討が行われました。

基金が対応する事項とそのまとめられた意見は次のとおりです。

#### ①免除保険料率の見直し

予定される免除保険料率の引上げにおいて、基金の標準掛金率をその引上げ幅分だけ増加させること

②上乗せ部分の予定利率の変更(代行部分の予定利率は厚生年金本体と同じとなり、上乗せ部分の予定利率は基金が決定することとなった) 予定利率の変更は掛金率に影響することを勘案し現行どおり(5.5%)とすること

③標準給与・賞与の上限(現在も、基金は本体を超え上限設定できる) 現行どおり、本体に合わせた上限とすること

④変更規約の加入員への周知(新たに義務化されました) 当面、当「基金情報」の掲示等につき事業主の方の協力を得て実施すること

⑤年金の支払回数(基金が規約で決めることとなった) 現行どおり、年金額により1から6回払いとすること

## 事業状況

### — 保養所の運営状況 — ① 利用率

箱根の保養所「みやぎの山荘」は、地の利の良さや観光地であることなどから、毎年多くの方々に利用されています。

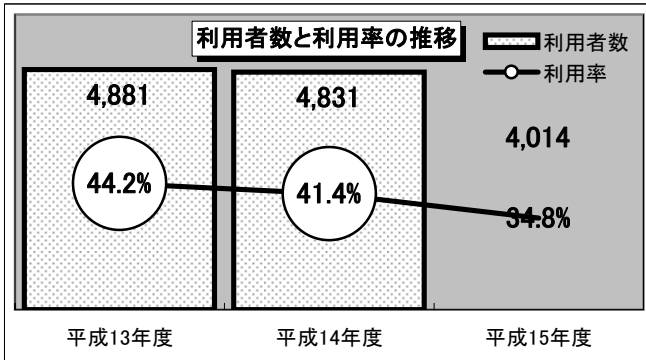
平成15年度も延べ4,014人の方々に利用いただきました。この利用数は、年間定員数11,544人(定員39名・開所日数296日)に対して34.8%の利用率となっています。

利用率は、平日(28.4%)と休前日(56.0%)とでは倍近くの差があり、また5月(52.0%)や11月(44.9%)に高く、2月(17.7%)や9月(24.7%)に低いといったようにシーズンによってもかなりの差があります。

#### 利用率・減少傾向!

利用率は、平成14年度・15年度と落込んでいます。特に、平成15年度における利用率は30%台となり、利用者数も4,000人余と大きな減少となっています。

利用率の減少は、経済状況や気象状況などとともに、利用料の引上げも要因となっているものと想います。



### 半数以上の基金が給付減額実施 受給者に対する給付減額基金2%

平成12年度から平成14年度の3年連続したマイナスの資産運用が影響し、平成15年度において給付減額を実施した基金数は219基金と急増しました。

これら、給付減額を実施した基金数は、給付減額が認められた平成9年度以降630基金(平成16年4月1日現在基金数1,218の51.7%)に及んでいます。

給付減額実施基金の中には、2回目(68基金)あるいは3回目(3基金)の減額実施を行ったところもあります。

給付減額は、加入員のみを対象として実施した基金数は605(基金総数の49.7%)、加入員と受給者を対象として実施した基金数25(減額実施基金数の4.0%、基金総数の2.1%)となっています。

#### 給付減額実施基金数(R&I調べ)

	実施基金数	2回目	3回目	累計	受給者減額基金数
平成9年度	7 (0.6%)	0	0	7	0 (0.0%)
平成10年度	16 (1.3%)	0	0	16	1 (6.3%)
平成11年度	52 (4.3%)	0	0	52	1 (1.9%)
平成12年度	168 (13.8%)	9	0	177	3 (1.8%)
平成13年度	122 (10.0%)	9	0	131	2 (1.6%)
平成14年度	82 (6.7%)	15	2	99	3 (3.7%)
平成15年度	183 (15.0%)	35	1	219	15 (8.2%)
合計	630 (51.7%)	68	3	701	25 (4.0%)

\* 実施基金数の割合は平成16年4月1日の1,218基金に対するものとした

\* 受給者減額基金数の割合は各年度の実施基金数に対するものである

### マーサー社・運用機関のファンドを表彰

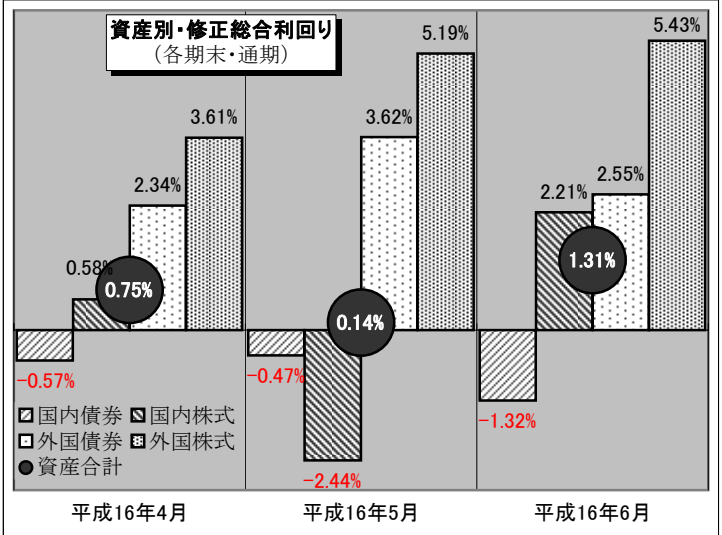
コンサルティング会社であるマーサー・インベスト・コンサルティングは、登録しているファンドの中から、過去(5年or3年)の定量結果で優れたパフォーマンスを達成したファンドの表彰を行っています。

表彰は、国内株式、外国債券を対象として、総合とスタイル別部門について、「マーサー-MPS(Japan)アワード」が授与されています。

今年度が第2回の表彰で、当基金の受託機関の中では、次のファンドが受賞しています。

- りそな信託銀行:りそな株式ロバリュール
- 三井アセット信託銀行:リサーチ市場型(A4)、クオンツ市場型(A7)、クオンツ割安型/ストックバリュール型(A5)
- 大和住銀投信投資顧問:大和住銀国内株式バリュール+α型、大和住銀国内株式バリュール型

### 年金資産の運用状況 <平成16年度>



### 東総基・年金改正実施へ意見要望

東京都総合厚生年金基金協議会は、このたびの年金改正の実施に向けた政省令の公布等にあたり、意見要望をとりまとめ厚生労働省に提出しました。

意見要望は、指定基金制度における指定の緩和など基金の財政運営に関する措置等多岐にわたっています。

### 当面の年金改正事項の政省令公布予定

厚生労働省は、このたびの年金改正に係る政省令や取扱いについて、平成17年4月実施までの改正事項に関して、平成16年8月下旬から9月上旬までに公布・通知する予定としています。

基金に関係する改正内容は、平成17年4月1日以降の実施となっていますが、できるだけ早い公布や通知が望まれます。

### 厚生年金基金連合会・セブシティを売却

厚生年金基金連合会は、東京年金基金センター(セブシティ)の売却を進めていましたが、さる7月7日の入札において住友不動産が53億1千万円にて落札し、7月28日売買契約を締結した模様です。

セブシティは、宿泊室、会議室、大ホール、レストラン、プールアスレチックジム等の施設を有しているほか、先程までは基金の中脱者の年金業務も行われていましたが、営業は平成16年9月末にて終了のことです。

セブシティの跡には、分譲マンションが建設される予定のようです。

## 基金関連・動向と状況

### 基金用語

#### 【純資産額】

厚生年金基金では、加入員に対する将来の年金給付に備え、掛金の積立とその資産の運用を行っています。

資産は、掛金収入や運用損益あるいは年金給付費の支払やその支払経費、運用経費などにより常に変動し、常時、増減結果の経理処理が行われていますが、資産の確定(評価)は、各年度末(決算)において未収金や未払金を増減して行うこととなっています。

この決算による資産額を「純資産額」といいます。

純資産額の算出は、〔流動資産+固定資産〕-〔流動負債+支払備金〕として行われます。

〔流動資産:現金や預貯金、未収の掛金・受換金・政府負担金など〕

〔固定資産:資産の運用機関における信託資産〕

〔流動負債:未払の運用報酬・業務委託費など〕

〔支払備金:未払の給付費・移換金〕

純資産額は、このように基金が実際に保有している資産(積立金)といえますが、基金は、将来の年金給付を行っていくことから、年金経理の上では「数理上資産額」といったものも使われています。

#### 数理上資産額

資産額の評価は通常時価によりますが、運用により時価は変動するため、将来的な経理上のバランスを計ることとし、それをならして毎年度の資産が評価されるものです。

評価は、時価の平均的な変動差を時価資産額に増減(調整)した額が資産額となります。